



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
9月26日  
第448号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課)..... 1

### ○ 公 告

県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)..... 2

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告(農村振興課)..... 2

都市計画変更案縦覧公告(都市計画課)..... 2

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)..... 3

随意契約の相手方決定の公告(税政課)..... 3

## 告 示

### 滋賀県告示第349号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業(動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業(動力漁船を使用しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者

竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

## 公 告

### 県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営川上地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和5年9月19日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営川上地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和5年9月26日から令和5年10月25日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年11月9日までに審査請求をすることができる。

### 県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営淡海地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営淡海地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)の計画の概要
- 縦覧期間 令和5年9月26日から令和5年10月25日まで
- 縦覧場所 高島市農林水産部農村整備課
- 意見書の提出の方法等
  - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
  - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
  - 意見書の提出期限および提出先
    - 提出期限 縦覧期間満了の日
    - 提出先 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課 〒520-1621 高島市今津町今津1758

### 都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・18号 関津桐生線、3・5・60号 志賀駅前線

2 都市計画を変更する土地の区域 大津市平野から同市上田上桐生町まで、大津市木戸から同市荒川まで

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3番1号

4 縦覧期間 令和5年9月26日から令和5年10月10日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

#### 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

栗東市が令和5年9月26日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年9月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県税務総合システム改修業務委託(令和5年度税制改正等に係るシステム改修) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年9月8日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木裕 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額 72,524,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

